

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、2013年度OECD加盟33カ国の対GDP比において、平均が4.5%に対し、3.2%と大きく下回っている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にある。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明している。また、厚生労働省から発表された2012年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっている。このような状況の中、子どもたちの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっている。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国において教育環境の改善及び予算の確保と拡充が必要不可欠である。

これらのことから、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2への復元など次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
5. 就学保障の充実に向け、就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
6. 教育諸課題の解決にむけて、子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するため、働き方改革の諸条件を適用させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月19日

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当） 様

北海道河東郡士幌町議会議員 加納 三司